

【別表1】

「特定投資家」に適用されない行為規制について
(金融商品取引法第45条各号に掲げる規定)

＜一般的規制＞

- 広告等の規制(法第37条)
金融商品取引業者等は、広告等について、所定の方法によりリスクや手数料の額等を明瞭かつ正確に表示しなければならない。また、利益の見込み等について、著しく事実に相違し、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。
- 取引態様の事前明示義務(法第37条の2)
金融商品取引業者等は、お客様から有価証券の売買等の注文を受けたときは、あらかじめ、自己がその相手方となって取引を成立させるのか、又は取次ぎ等により取引を成立させるのか、その別を明らかにしなければならない。
- 契約締結前の書面交付(法第37条の3)
金融商品取引業者等は、有価証券等の取引等を行うときは、あらかじめ、取引の概要、リスク及び手数料等を記載した書面を交付しなければならない。
- 契約締結時の書面交付(法第37条の4)
金融商品取引業者等は、有価証券等の取引等が成立したときは、遅滞なく、取引等の内容を記載した書面を交付しなければならない。
- 適合性の原則(法第40条第1号)
金融商品取引業者等は、有価証券等の取引等について、お客様の知識、経験、財産の状況及び取引等の目的に照らして不相当と認められる勧誘を行い、投資者保護に欠けることのないようにしなければならない。
- 最良執行方針等記載書面の事前交付義務(法第40条の2第4項)
金融商品取引業者等は、有価証券等の取引等に関するお客様の注文について、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定め、その注文を受けようとするときは、あらかじめ、その方針及び方法を記載した書面を交付しなければならない。
- 顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限(法第43条の4)
金融商品取引業者等は、お客様から預託を受けた有価証券等を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、お客様から書面による同意を得なければならない。

＜金融先物取引契約関連＞

- 保証金の受領に係る書面の交付(法第37条の5)
金融商品取引業者等は、取引に関して保証金を受領したときは、直ちにその旨を記載した書面を交付しなければならない。
- 不招請勧誘の禁止(法第38条第4号)
金融商品取引業者等は、取引等の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、取引等の勧誘をしてはならない。
- 勧誘受諾意思の確認(法第38条第5号)
金融商品取引業者等は、取引等の勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘してはならない。
- 再勧誘の禁止(法第38条第6号)
金融商品取引業者等は、取引等の勧誘を受けたお客様がその取引等の締結をしない旨の意思を表示したにもかかわらず、その取引等の勧誘を継続してはならない。

＜投資顧問契約関連＞

- 書面による解除(クーリングオフ)(法第37条の6)
金融商品取引業に関する契約を締結したお客さまは、法令の定める場合、書面により、契約の解除を行うことができる。

- 金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止(法第41条の4)
金融商品取引業者等は、投資助言業務に関して、いかなる名目であるかを問わず、お客様から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該金融商品取引業者等と密接な関係を有する者にお客様の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。
- 金銭又は有価証券の貸付け等の禁止(法第41条の5)
金融商品取引業者等は、投資助言業務に関して、お客様に対し金銭若しくは有価証券の貸し付け、又はお客様への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けの媒介や取次ぎ等をしてはならない。

<投資一任契約関連>

- 金銭又は有価証券の受入れ等の禁止(法第42条の5)
金融商品取引業者等は、投資運用業務に関して、いかなる名目であるかを問わず、お客様から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該金融商品取引業者等と密接な関係を有する者にお客様の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。
- 金銭又は有価証券の貸付け等の禁止(法第42条の6)
金融商品取引業者等は、投資運用業務に関して、お客様に対し金銭若しくは有価証券の貸し付け、又はお客様への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けの媒介や取次ぎ等をしてはならない。
- 運用報告書の交付(法第42条の7)
金融商品取引業者等は、運用財産について、法令で定めるところにより、定期に運用報告書を作成し、当該運用財産に係る知れている権利者に交付しなければならない。

なお、上記法令は、金融商品取引法の内容を要約・抜粋したものであり、条文そのものではありません。詳細については、金融商品取引法の該当条文等をご参照ください。